

新潟広域都市圏連携事業の実施による入館料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所管する文化施設のうち入館料、観覧料、入場料等（以下「入館料等」という。）を減免することで、新潟広域都市圏連携自治体の住民の利用を増やし、もって文化施設の活性化を図るため、入館料等の減免を行う対象者及び内容、手続き、その他必要な事項を定めるものとする。

(新潟広域都市圏連携自治体)

第2条 この要綱において「新潟広域都市圏連携自治体」とは、本市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結した自治体をいう。

(対象の文化施設)

第3条 この要綱において、入館料等の減免の対象となる文化施設は、次の表のとおりとする。

文化施設
新潟市水族館
新潟市會津八一記念館

(減免を行う対象者、内容)

第4条 入館料等の減免を行う対象者、減免の内容については、次の表のとおりとする。

文化施設	対象者	減免の内容
新潟市水族館	新潟広域都市圏連携自治体の住民	本人及び同行者は、団体の料金を適用する
新潟市會津八一記念館	新潟広域都市圏連携自治体の住民	本人及び同行者は、団体の料金を適用する

(減免の手続等)

第5条 前条の入館料等の減免を行う場合の対象者の確認方法については、次の表のとおりとする。

文化施設	対象者	減免を行う対象者の確認方法
新潟市水族館	新潟広域都市圏連携自治体の住民	新潟広域都市圏内の自治体が発行する共通割引券の提示
新潟市會津八一記念館	新潟広域都市圏連携自治体の住民	新潟広域都市圏内の自治体が発行する共通割引券の提示

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。